

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都板橋区舟渡二丁目10番3号

氏名 太盛運輸株式会社
代表取締役 小泉 雅義

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成29年6月29日

許可の有効年月日 平成34年6月28日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類
(水銀使用製品産業廃棄物を含む) (以上13種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥（廃乾電池に限る）、廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず
(以上4種類)

2 積替え保管施設

住所：板橋区舟渡二丁目5番12号

積替え保管面積：87㎡

最大保管高さ：1.18m

産業廃棄物の種類	保管容量	
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず	8㎡コンテナ2台	16.0㎡
汚泥、金属くず（廃乾電池に限る）	オーブンドラム2個	0.4㎡
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物）に限る）	オーブンドラム1個	0.2㎡
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る）	専用コンテナ10台	7.7㎡
	専用段ブラケース1個	0.08㎡
	オーブンドラム1個	0.2㎡
合計		24.58㎡

3 許可の条件

(1) 積替え保管の作業時間は、原則として8時30分から14時30分までとする。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成4年6月29日 新規許可

平成29年6月29日 更新許可 第5回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無 (以下余白)

